

# KYOTOKEIEI NEWS

2016 SPRING

フレッシュな  
新入社員が入社しました！

皆様、初めまして。新川彩佳（しんかわあやか）と申します。私は3月に大学院を修了し、高校生の時からの夢である税理士になるため、4月に入社致しました。地元の伏見に就職できたことは大変嬉しく、先輩方のように皆様に信頼して頂ける存在になれるように勉強の毎日ではありますが、精一杯頑張ります。初めて社会に出るため、未熟な部分がたくさんあると思いますが、これから宜しくお願い致します。



入社3年目

中田 絵里子

入社1年目

足立 優紀子

新入社員

新川 彩佳

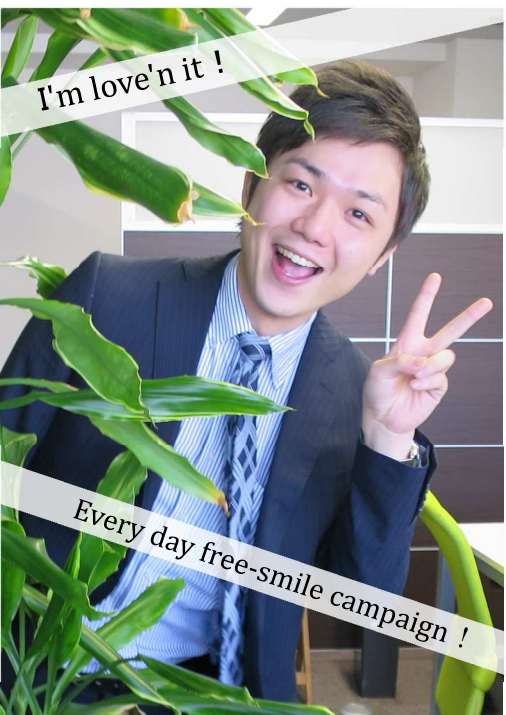
入社4年目

村田 春美

New

この春、京都経営に新しい税理士が誕生しました！

# 新人税理士 杉本尚人 誕生！



I'm love'n it!

Every day free-smile campaign!



## 杉本よりひとこと

8年間の勉強期間を経て、昨年ようやく税士試験に合格しました！

資産税専門の税理士を目指しており、税金の面だけではなく、色々な悩みを聞いて少しでもお客様の為になれたらと思います。

お客様の幸せな将来生活のお手伝い出来るよう頑張ります！

## 年上女性に大人気！

上司 四方よりひとこと



## 一押し、売出し中！

先輩税理士 原よりひとこと



チームのムードメーカーが税理士登録しました。年上の女性から大人気。愛すべきキャラクターをよろしくお願いします。

29歳のフレッシュな税理士です。業界経験も実は長く、税務・会計の知識は申し分ありません。京都経営一押し、売出し中でございます！皆さま、宜しくおしいたします。

## -Profile-

名前：杉本 尚人 (すぎもと なおと)  
誕生日：1月18日  
年齢：29歳  
略歴：大原簿記法律専門学校 → 前会計事務所3年  
座右の銘：人生一度きり

## Let's enjoy English Conversation!!

年間目標 「英語を勉強する」

税理士試験に合格した今、次なる目標は英語を話せるようになることです！毎日Youtubeで英語字幕をつけて映画を観て、文法が分かったら英語の字幕を消して勉強しています。いかにお金を使わず習得するかが勝負です(笑)

How are you?



## Private - 趣味いろいろ -

料理 自炊しています。得意料理は粕汁です。



スーパー銭湯通い 毎週のように通っています。

ドッグカフェ通い 飼ってはいないのでお店の犬たちと遊びます♪



## Favorite - 好きなものいろいろ -

好きな映画 INTO THE WILD。ふらっと旅にたくなります。



好きなお酒 ビール・焼酎・他何でも。最近はワインが好きです。

好きな音楽 hip hop, R&B, ゴスペル, 演歌, テレサ・テン, 美空ひばり, ちあきなおみ

Pick UP

知っておいて損はありません！杉本おすすめ税務情報！

# 相続税とは！？

いざという時の為に 早めの対策を おすすめします。

2015年の税制改正で相続税の「基礎控除額」が40%引き下げられたため、住宅を持ち預貯金や退職金がある方は、相続税の対象になるケースが増えてきました。一般的な家庭でも相続税が課される可能性があります。今回は相続税について、ご紹介させていただきます。

## 1. 相続税って何？

相続税は、個人が被相続人(亡くなられた人)から相続などによって財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税金です。

## 2. いつまでに申告が必要なの？

被相続人の亡くなった日の翌日から**10カ月以内**です。

## 3. どこに申告するの？

被相続人の住所地を管轄する税務署に申告書を提出します。

## 4. 相続税の申告が必要な人ってどんな人？

被相続人から相続などによって「財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額」から「相続財産の価額から控除できる債務と葬式費用」を引いた金額が「遺産に係る基礎控除額」を超える場合、その財産を取得した人は相続税の申告をする必要があります。

「遺産に係る基礎控除額」= 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

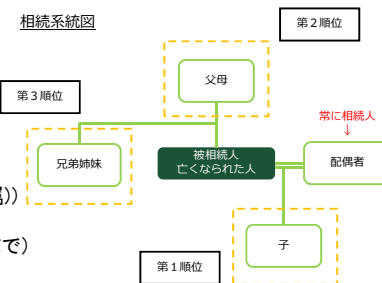
※上記は改正後の基礎控除額です。(H27.1.1以後相続開始分より適用)

## 5. 相続人は誰？

民法で次のように定められています。

- (1) 被相続人の配偶者は常に相続人
- (2) 下記の方は、次の順序で配偶者とともに相続人になります。
  - ① 被相続人の子 (相続開始以前に子が死亡している時等は、孫(直系卑属))
  - ② ①がいない時は、被相続人の父母 (相続開始以前に父母が死亡している時等は、祖父母(直系尊属))
  - ③ ①②ともいない時は、兄弟姉妹 (相続開始以前に兄弟姉妹が死亡している時等は、おい・めいまで)

相続系統図



## 6. 相続税が課される財産って何？

- (1) 被相続人が亡くなった時点において所有していた財産・・・①土地②建物③有価証券④現金など
- (2) みなし相続財産・・・生命保険金、退職金 ※但し、一定金額まで非課税
- (3) 相続時精算課税を適用していた生前の贈与
- (4) 被相続人が亡くなる前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産 (相続などにより財産を取得したものに限り、上記(3)は除く)

## 7. 相続財産から控除できる債務と葬式費用

- (1) 控除できる債務・・・借入金、未払金、被相続人が納めなければならなかった税金など
- (2) 葬式費用・・・①お寺などへの支払い、②葬儀社、タクシー会社などへの支払い、④お通夜の費用など。 ※墓地や墓碑など購入費用、香典返しの費用、法要の費用などは含まれません。

いつか相続が発生したとき、しかるべき相続税対策を講じていたか否かで大きな違いが生じます。京都経営は相続税の知識豊富、経験豊かな税理士が揃っています。いつでもご相談をお待ちしています！



# 京都経営社内 イベント予定 紹介



# 2016



## 4 月～ ランチ企画

くじびきでメンバーを決めて、ランチへ♪普段あまり話さないメンバーとも親睦が深まります！



## 8 月 ビアガーデン

税理士試験終わりに開催予定！今年初の試みです♪夏のビールは最高ですね。



発案は杉本さん

## 10 月 大運動会

家族も参加の大運動会。子供も大人も大興奮です♪



スポーツの秋ですね！

## 12 月 忘年会

毎年数々の伝説が生まれる場所です。イベントにかける時間は惜しみません。



昨年を超える！

### 会社概要

- 会社名■ 税理士法人 京都経営  
株式会社 京都経営コンサルティング  
京都経営社労士事務所
- 住所■ 〒612-8362  
京都市伏見区西大手町307 エイトビル5F
- TEL■ 075-603-9022 ■Fax■ 075-603-9055  
■HP■ <http://www.kyotokeiei.com/> ■メール■ info@kyotokeiei.com
- 役職員■ 代表社員税理士／代表取締役 大江 孝明  
税理士／取締役 五十樓 裕  
取締役 中見 大督  
税理士／取締役 四方 健策  
税理士 原 謙介、川野 智也  
社会保険労務士 辻本 雅彦、杉本 尚人  
白波瀬 隼人
- スタッフ数■ 30名  
(役員を含む。男性：16名・女性：14名。うち税理士7名。社労士1名。)



### 編集よりひとこと

こんにちは、総務の吉田です。

今回は新人の新川さん、新人税理士の杉本さん、新QCメンバーということでフレッシュな京都経営NEWSとなりました。

いつもは掲載する写真候補が少なく悩むのですが、今回は逆に多すぎて悩みました(笑)特に杉本さんの写真はかなりの枚数が…撮りすぎました。

撮影がうまくなりたい  
総務部 吉田

